

栃木県告示第六百六十七号

屋外広告物掲出禁止区域等の指定（平成十一年栃木県告示第四百七十九号）の一部を次のように改正し、令和三年一月一日から適用する。

令和二年十二月二十八日

栃木県知事 福 田 富 一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第一く第四 略</p> <p>第五 条例第九条第一項の規定により知事が指定する場所又は施設</p> <p>条例第九条第一項の規定により知事が指定する場所又は施設は、鉄道の用地において運行の用に供する鉄道車両並びに路線バス及び観光バスとする。</p> <p>第六く第十 略</p>	<p>第一く第四 略</p> <p>第五 条例第九条第一項の規定により知事が指定する場所又は施設</p> <p>条例第九条第一項の規定により知事が指定する場所又は施設は、鉄道の用地において運行の用に供する鉄道車両とする。</p> <p>第六く第十 略</p>

（都市計画課）